



第4次神奈川県アライグマ防除実施計画  
— 外来生物法に基づく防除の公示に係る資料 —

令和6年3月

## 目次

---

1	計画策定の背景と目的.....	1
	(1) 背景 .....	1
	(2) 目的 .....	1
2	特定外来生物の種類.....	1
3	防除を行う区域 .....	1
4	防除を行う期間 .....	1
5	第3次計画における取組及び成果と課題.....	2
	(1) 取組 .....	2
	(2) 成果 .....	3
	(3) 課題 .....	5
6	第4次計画の内容.....	6
	(1) 防除の目標 .....	6
	(2) 防除の方法 .....	6
	(3) 具体的な取組 .....	7
	ア 地域別の重点的対策 .....	7
	イ 計画的捕獲等について .....	8
	① 実施主体ごとの取組 .....	8
	② 捕獲等の方法 .....	8
	(ア) 基本事項 .....	8
	(イ) 捕獲等従事者 .....	8
	(ウ) 捕獲方法 .....	8
	(エ) 捕獲個体の取扱い .....	9
	(4) 緊急的な防除等.....	10
	(5) 傷病獣・錯誤捕獲として捕獲された個体の取扱い.....	10
	(6) 捕獲以外の対策.....	10
	(7) モニタリング・調査研究.....	11
	(8) 推進体制 .....	11

## 1 計画策定の背景と目的

---

### (1) 背景

アライグマ（カニクイアライグマを含む。本計画中以下同じ。）は北米や中南米が原産地で、ペット等として日本に輸入され、飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして野生化しました。県内では、野生化したアライグマによる農作物への食害や人家の天井裏を糞尿で汚す等の生活被害が1998（平成10）年頃から発生しています。また、トウキョウサンショウウオ、アカテガニ等の希少な野生生物に対する捕食の影響も指摘されています。

こうした被害に対し、本県では、1998（平成10）年度から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（現在は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で、以下、「鳥獣保護管理法」という）に基づき、被害を発生させた個体の捕獲を中心とした被害対策を講じてきましたが、2005（平成17）年6月の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という）」の施行を受け、市町村をはじめ地域住民、農業者、関係団体等の多様な主体とともに、より計画的、総合的に被害対策を進めるため、2006（平成18）年4月1日から2011（平成23）年3月31日までの5年間を計画期間とする第1次神奈川県アライグマ防除実施計画を策定しました。その後、第2次神奈川県アライグマ防除実施計画（計画期間2011（平成23）年4月1日から2016（平成28）年3月31日まで）、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画（計画期間2016（平成28）年4月1日から2024（令和6）年3月31日まで）の（以下「第3次計画」という。）を策定し、計画的な捕獲を進めてきました。

これまでの取組により、捕獲努力量を増やしていくなど積極的な捕獲が行われた地域の一部では、生息密度の上昇が抑制されている可能性があるものの、捕獲数は増加傾向にあり、目標としていた生息分布域の縮小や個体数が減少しているとは言い難い状況です。

### (2) 目的

2022（令和4）年度の外来生物法の改正で、都道府県については、外来生物法に基づく防除を行う場合に従来必要とされていた「防除実施計画」の作成義務はなくなり、防除事項を公示し、主務大臣に通知することで防除を行うことが可能となりました。ただし、「特定外来生物被害防止基本方針」では、計画的な防除について、「適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標を設定し、防除を円滑に行うため、防除を行う者は、可能な限り防除実施計画を作成し実行する」ことが定められています。

また、外来生物法の改正では、都道府県は特定外来生物による生態系等に係る被害防止に必要な措置を講ずる（市町村は「講ずるよう努める」）こと、事業者及び国民はそうした被害の防止に関する施策に協力することも定められました。

こうしたことを踏まえ、県が講ずる被害防止措置として、広域的な観点からアライグマの防除を行うための法的手続きに必要な情報等（外来生物法第17条の2第2項に定める公示事項を含む内容等（県の防除の一部を市町村が行う場合の内容等を含む））を定めた第4次神奈川県アライグマ防除実施計画（以下「第4次計画」という。）を策定します。

## 2 特定外来生物の種類

---

アライグマ（学名 *Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名 *Procyon cancrivorus*）

## 3 防除を行う区域

---

神奈川県全域

## 4 防除を行う期間

---

2024（令和6）年4月1日から2029（令和11）年3月31日まで（5年間）

## 5 第3次計画における取組及び成果と課題

第3次計画では、「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」を目標として、市町村による計画的捕獲等に取り組みました。

また、県は、市町村が行う捕獲等の取組に対する財政的支援、技術的支援に加え、2017（平成29）年度に発足した「かながわ鳥獣被害対策支援センター」が地域別の重点的対策を通じて、新たな捕獲技術の試行や市町村への技術的指導などを実施しました。

### (1) 取組

市町村等は、既に生息密度が高い地域では「生息密度を低減させるための捕獲の推進」、生息密度が上昇傾向にある地域では「生息密度の上昇を防止するための捕獲の推進」、侵入初期段階の地域では「分布拡大防止に向けた集中的な捕獲の推進」など、地域の状況に応じた重点的対策を実施しました。県は、「生息密度を低下させるために最低限必要な延べわな設置数<sup>1</sup>（必要捕獲努力量）」に関する情報を市町村に提供するとともに、効果的な捕獲のための研修や効率的な防除手法普及のための研修等<sup>\*</sup>を実施しました。（※詳細は、参考資料4を参照）

- 1 延べわな設置数（＝わな設置数×設置晩数）は捕獲努力量と言います。アライグマの生息密度を減らすために最低限必要な捕獲努力量のことを必要捕獲努力量と言います。これ以上の捕獲努力量を投入すれば生息密度が減少に向かうことが期待される数値です。必要捕獲努力量は、単位面積当たりの捕獲努力量と捕獲効率（捕獲数／捕獲努力量）<sup>2</sup>の変化から算出し、第3次計画では約1km四方メッシュ毎の数値で示しました。
- 2 捕獲効率は「アライグマの捕獲されやすさ」を示す数値で、数値が高いほど捕獲されやすかった（少ない延べわな設置数でたくさん捕獲できた）ことを示します。「捕獲されやすかった」⇔「アライグマがたくさんいる」という想定により生息密度変化の指標にも使われますが、捕獲効率には、わなの設置条件（場所・時期・期間・実施者の技術等）も大きく影響するため、解釈には注意が必要です。

### コラム

#### かながわ鳥獣被害対策支援センター

鳥獣被害対策は、「集落環境整備」、「被害防護対策」及び「鳥獣の捕獲」の3つの基本対策を地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的です。

こうした取組を広げていくため、県は2017（平成29）年度に「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置し、市町村や関係機関と連携して効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行っています。

#### <業務内容>

地域の実情に応じた対策の提案や対策手法に関する情報提供、対策を実施する際の技術的なアドバイスなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策への支援を行います。

また、地域ぐるみの対策を支える人材の育成、新たな対策技術の実用化などを行います。

### コラム

#### アライグマはなぜ問題？

- 習性1 繁殖力が高い、個体数が増えやすい
- 習性2 雑食性で様々なエサを食べる
- 習性3 様々な環境で生息可能

- 被害1 在来の動植物を食べたり、追い出す
- 被害2 農作物を食い荒らす
- 被害3 家屋に侵入し、傷つけたり、糞尿等で汚す

日本では強力な天敵がほとんどいない！

（出典：環境省 アライグマ防除の手引き）

生態系への影響大！  
農作物等や生活の被害が拡大！

環境省 防除に関する手引きはこちら→



(2) 成果

ア 全県捕獲数

市町村を中心として捕獲の取組を進めた結果、外来生物法が施行された翌年の2006（平成18）年度に1,800頭を超える捕獲数を記録しましたが、その後は2015（平成27）年度まで毎年1,200頭前後で推移しました。しかし、2016（平成28）年度から増加傾向にあり、2020（令和2）年度以降は2,000頭を超えるアライグマの捕獲となりました。（図1）

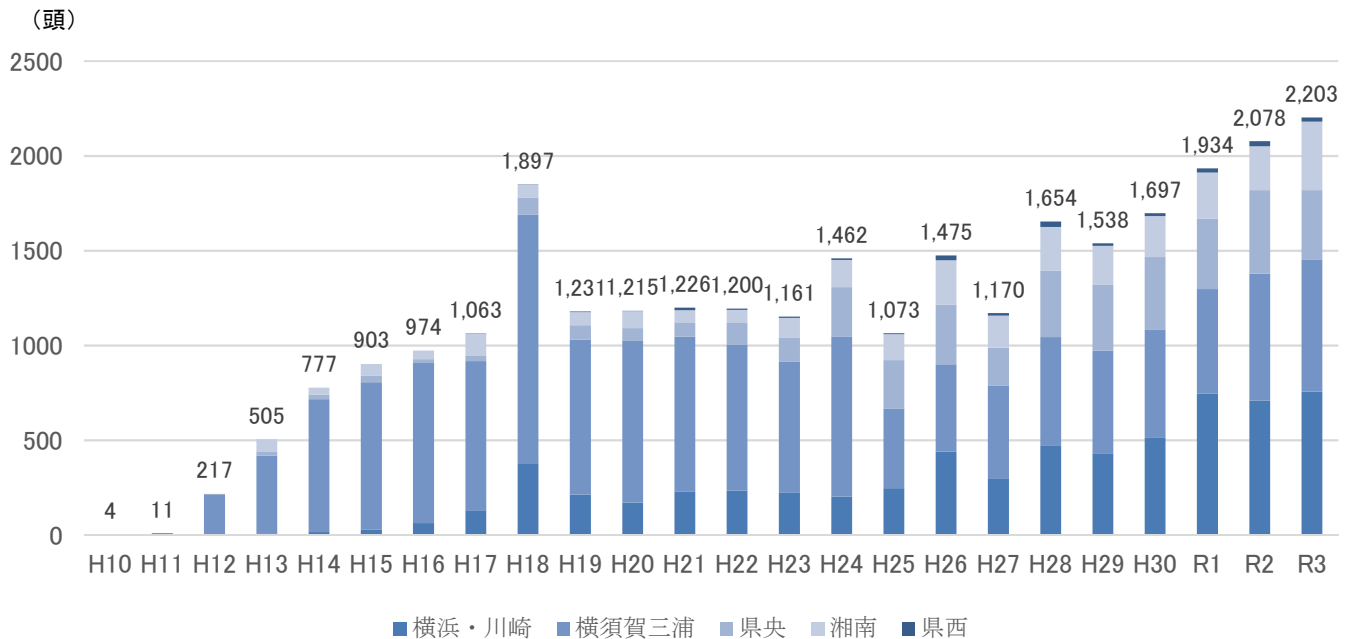


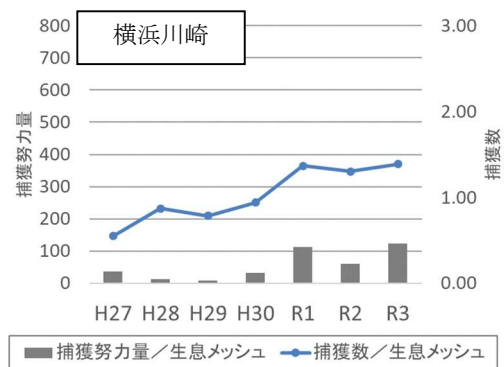
図1 神奈川県内でのアライグマ捕獲数（1998（平成10）年度～2021（令和3）年度）

イ 地域別の重点的対策の推進

① 生息密度を低減させるための捕獲の推進

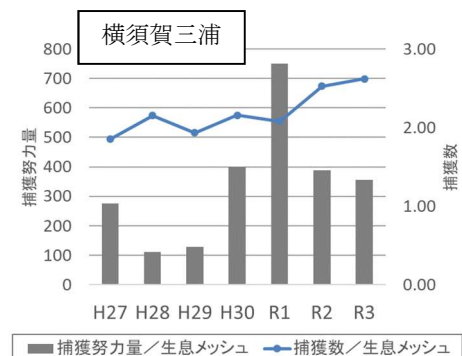
・ 横浜川崎地域

アライグマの生息密度が高く、かつ上昇傾向にあったため、市による捕獲が実施され、県は一部地域において、捕獲技術指導などを行いました。捕獲努力量は増加し、捕獲数も増加傾向にあります。



・ 横須賀三浦地域

アライグマ防除実施計画策定前から高い生息密度でアライグマが生息していました。市町により継続して捕獲が実施されており、一部地域では緑地等での計画的な捕獲も実施されています。近年は、高い捕獲努力量による捕獲が継続的に実施されており、捕獲数は横ばいから緩やかな増加傾向となっています。

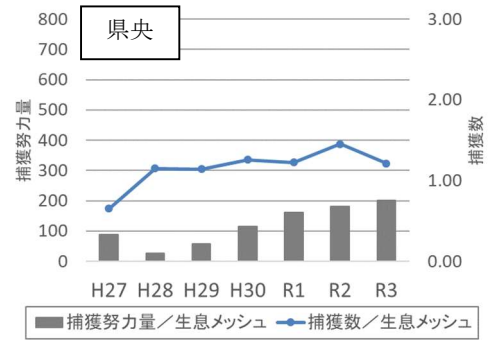


## ② 生息密度の上昇を防止するための捕獲の推進

### ・ 県央地域

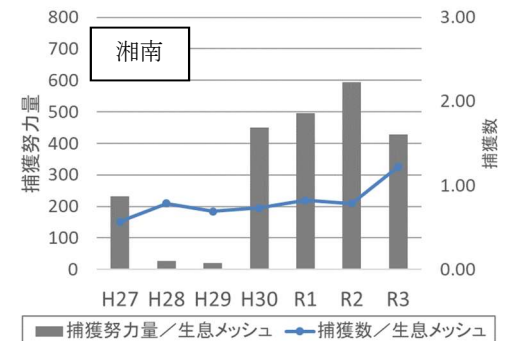
近年分布拡大し生息密度が上昇傾向にありました。市町村による捕獲が実施され、一部地域では緑地等での計画的な捕獲も実施されています。また、県による現地調査や捕獲技術指導、試行的な捕獲を行い、捕獲努力量は増加しました。

捕獲数は増加傾向でしたが、近年は横ばいで推移しています。



### ・ 湘南地域

近年分布拡大し生息密度が上昇傾向にありました。市町による捕獲が実施され、一部地域では緑地等での計画的な捕獲も実施されています。また、県は、一部地域で試行的な捕獲を行い、捕獲努力量は大幅に増加しています。捕獲数も増加傾向にあります。



## ③ 分布拡大防止に向けた集中的な捕獲の推進

### ・ 県西地域

一部の地域で生息が確認される状態が続いています。被害報告や目撃に応じて市町による捕獲が実施されています。捕獲努力量は小さく、捕獲数も少ない状態が継続しています。

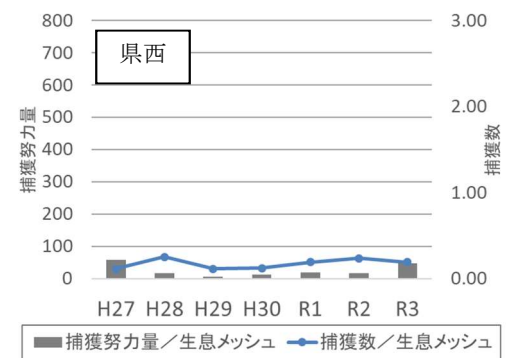


図2 県内市町村及び各地域の地図

### (3) 課題

全県的に積極的な捕獲が進められたことにより、捕獲数は増加傾向にあります。しかしながら、第3次計画開始当初と比較しても分布状況に大きな変化はなく、分布域の縮小も確認されていません(図3)。また、生活被害、農作物被害は横ばいで推移しているため、現時点では個体数が減少傾向にあるとは言い難い状況です(図4、図5)。

これは、被害が確認された場所で重点的に捕獲が実施されるため、被害報告がない緑地などでの捕獲が進みにくいことや、計画的な捕獲を進めるための体制整備に地域差があることなどが要因と考えられます。なお、県では、面的な捕獲を推進するため、必要捕獲努力量に関する情報を市町村に提供しましたが、体制的に必要捕獲努力量を達成することが難しい地域が多いため、必要捕獲努力量と生息密度の低下との関係については十分な確認ができない状況です。

なお、県西地域では、顕著な分布拡大が確認されていないものの、一定数の捕獲が継続しているため、一部地域で定着が進みつつあると考えられます。

また、アライグマが好んで生息する水辺を含む緑地は、生物多様性が高い地域でもあるため、捕獲が進まないことで生物多様性に影響することが危惧されます。

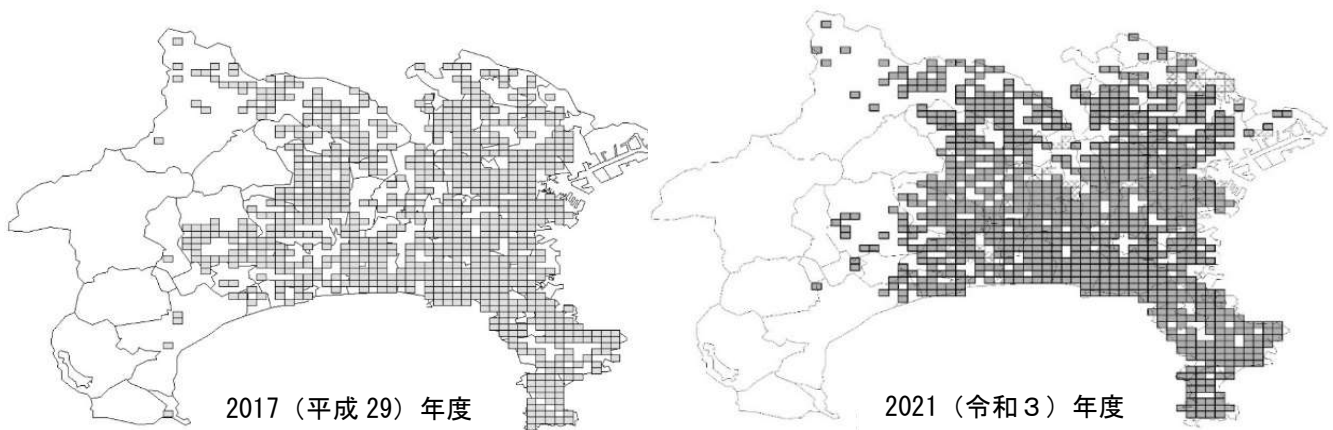


図3 アライグマ生息分布

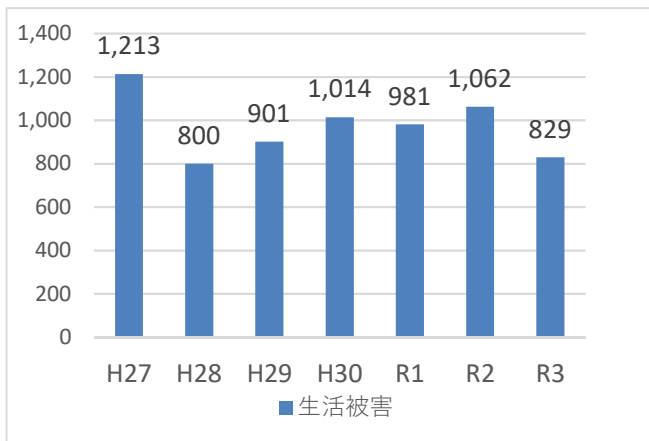


図4 生活被害件数

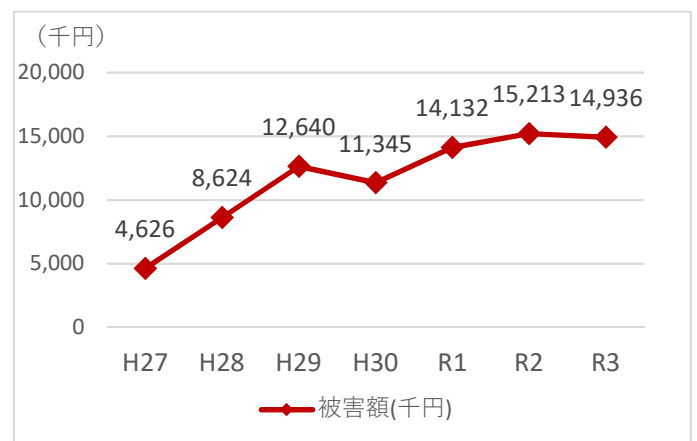


図5 農作物被害額

#### コラム

#### アライグマによる農作物被害

アライグマは一般に夜間に活動するため、目撃情報が得られにくいですが、指が長く器用な前肢を持つため、スイカに小さな穴を開けて中味だけを食べる、トウモロコシの皮をむいて実を食べるなどの特徴的な加害形態があります。



スイカの被害



トウモロコシの被害

(出典：環境省 アライグマ等防除ハンドブック)

## 6 第4次計画の内容

### (1) 防除の目標

第3次計画期間では、捕獲の推進による捕獲数が増加し、一部地域での密度上昇の抑制、県西地域への分布拡大抑制の可能性が示唆されたものの、全県的な分布域の縮小や個体数の減少が確認されておらず、被害の減少も確認されていません。繁殖力や適応能力が高いアライグマの生息分布域の拡大や被害地域の拡大を抑制するため、第4次計画での目標は、第3次計画に引き続き次のとおりとします。

○生息分布域の縮小

○個体数の減少

この目標達成に向けて、第4次計画では、これまでの経験・知見を活かし、地域の実情に応じた地域別の重点的対策により、計画的捕獲を充実させるとともに、広く施設管理者や県民に向けてアライグマの問題や防除の必要性などの情報発信に努め、わな設置や誘引物の撤去など捕獲、生息環境管理及び被害防止対策への県民等の協力の促進を図ります。

### (2) 防除の方法

#### ア 地域別の重点的対策の推進

既に生息密度が高い地域、生息密度が上昇傾向にある地域、分布拡大の懸念がある地域、生物多様性の損失が進む地域など、地域の状況にあわせた防除を実施します。また、県は、これまでのノウハウを活かし、地域の状況に応じた体制立ち上げ支援や技術的支援を行います。

#### イ 計画的捕獲の充実

アライグマの個体数の低減に向けて、これまでの住宅地や農地など被害発生地点での捕獲に加え、在来生物への影響が強く懸念され、繁殖場所ともなる緑地等での捕獲や通年での捕獲など、捕獲場所及び時期を適正化し、より計画的な捕獲を実施します。

また、生息分布域の拡大を防止するため、痕跡調査等によって新たにアライグマの侵入を確認した段階で速やかな捕獲の実施に努め、定着の未然防止を図ります。

#### ウ 普及啓発など情報発信の充実

広く施設管理者や県民に向けて、アライグマの問題や防除の必要性に関する情報をわかりやすく発信し、理解と協力の促進を図ります。

生活被害を防ぐために、個人レベルでできる住宅侵入を防ぐ方法、敷地内の果実やペットをアライグマから守る方法や、地域レベルでできるすみかや誘引物を減らす環境整備対策など、役に立つ具体的な手法を動画やリーフレット等で発信します。

また、防除対策に取り組む主体に向けて、効果的な対策や成功事例などの情報提供を順次充実させます。



### (3) 具体的な取組

#### ア 地域別の重点的対策

##### ① 生息密度を低減させるための捕獲の推進

生息密度が高いと考えられる横須賀三浦地域並びに同地域に隣接する横浜市の南部及び湘南地域の東部では、これまでに引き続き生息密度を低減させるための取組として、生息が確認されているメッシュや、生息が確認されながら捕獲努力が行われていない緑地等における捕獲など計画的な捕獲を推進します。

##### ② 生息密度の上昇を防止するための捕獲の推進

生息密度が上昇傾向にあると考えられる横浜市の北部、川崎市、湘南地域の西部及び県央地域では、生息密度の上昇を防ぐため、生息が確認されいながら、捕獲努力が不十分であるメッシュでの捕獲など計画的な捕獲を推進します。

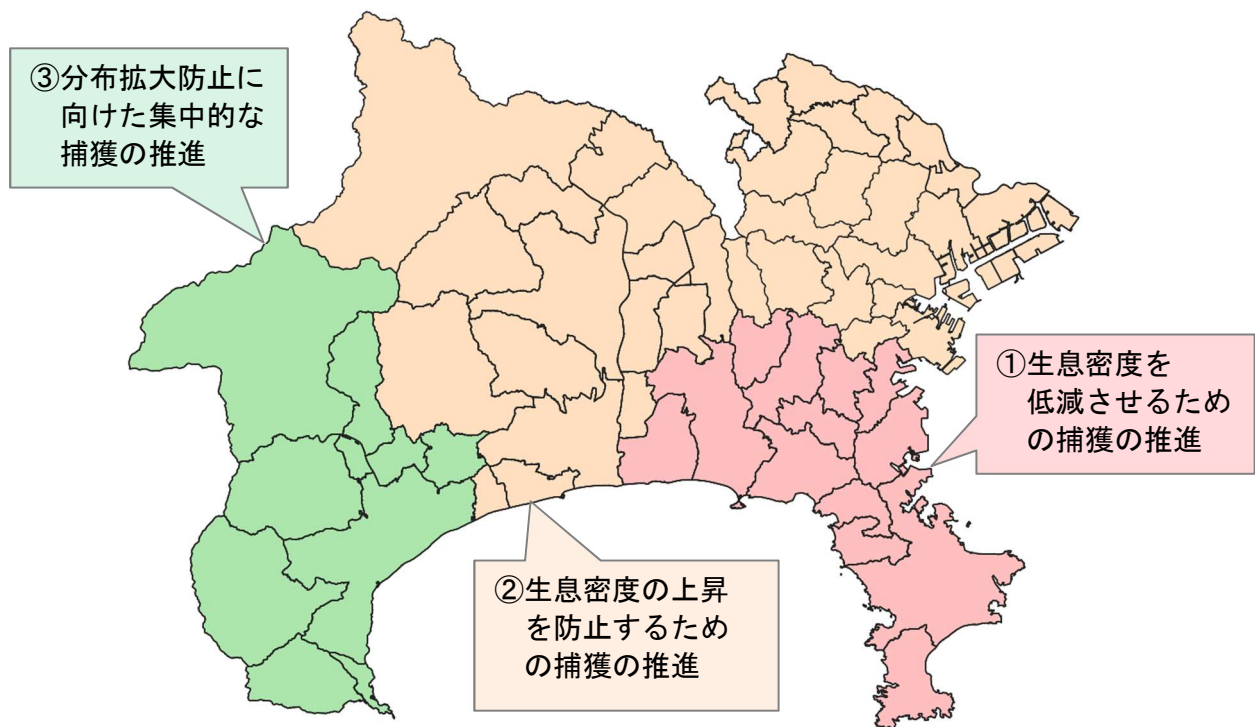
##### ③ 分布拡大防止に向けた集中的な捕獲の推進

生息メッシュが散在する県西地域では、分布拡大を防ぐ取組として、生息情報の収集に努めるとともに、生息情報があった地域において捕獲努力量を増やしていくなど、積極的な捕獲を推進します。

##### ④ 計画的捕獲実施のための情報収集、生息分布域把握の強化

分布拡大や生息密度上昇を防止するための計画的捕獲の実施を推進するため、計画的捕獲に関する区市町村間の情報交換等を推進するとともに、鳥獣被害対策支援センターによる捕獲技術等に係る情報提供を進めます。

また、生息分布域の拡大を防ぐため、アライグマの侵入を確認した段階で速やかな捕獲が実施できるよう、痕跡調査の実施等、恒常的に生息分布域など生息状況を把握する取組の強化を図ります。



※注 市区町村別で色分けしていますが境目が明確なわけではありません

図6 地域別の重点的対策

## イ 計画的捕獲等について

### ① 実施主体ごとの取組

市町村は、捕獲と監視の体制を整備し、毎年度の生息状況を把握した上で、行政区域に含まれるメッシュ<sup>1</sup>を生息メッシュと生息未確認メッシュに区分し、生息メッシュについては、被害の解消と地域からの排除を目指して、被害報告の有無に関わらず計画的な捕獲を実施します。また、生息未確認メッシュについては、分布拡大を防止するために監視体制を整備し、目撃や痕跡等により生息が確認された場合は、確認された箇所及びその周辺で捕獲を行い、地域への定着の未然防止に努めます。

県は、生息メッシュについては、モニタリング結果に基づいて、生息密度を低下させるために最低限必要な延べわな設置数（必要捕獲努力量）に関する情報を市町村に提供します。

また、生物多様性を保全する必要性が高い地域において、必要に応じて希少種等の情報の把握に努めるとともに、アライグマの捕獲等に取り組みます。

### ② 捕獲等の実施

#### (ア) 基本事項

上記におけるアライグマの捕獲及び捕獲個体の処理（以下「捕獲等」という。）

は、市町村を中心に地域住民や農業者、関係団体等の協力により実施します。県は、市町村の取組に対し、財政的支援、技術的支援を行うとともに、生息状況等必要な情報収集のため捕獲等を実施します。（事務手続は資料Ⅰを参照）

また、特に保護すべき生物の生息する地域での捕獲等は、必要に応じて県が実施するほか、市町村、民間団体等と連携して対応を検討します。

#### (イ) 捕獲等従事者

捕獲等従事者は、原則として、鳥獣保護管理法に基づくわな猟免許を有する者となります。ただし、適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していると認められる団体又は個人については、免許非所持者を従事者に含めることができます。

捕獲等の実施にあたり、市町村等は、捕獲を行う地域ごとに捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）に従事者証（様式2）を発行し、従事者数、従事者とその担当区域、狩猟免許の有無等をまとめ、従事者台帳として管理します（様式3）。

捕獲等を実施する場合には、あらかじめ捕獲等を行う地域の市町村に捕獲方法及び処分方法等を届け出る必要があります（様式1）。

市町村は、届出内容が適当と認めた場合には、届出者等を従事者とし、わなの設置期間や捕獲頭数等必要な報告を求めます。

#### (ウ) 捕獲方法

鳥獣保護管理法に従い、同法で禁止または制限された猟法は用いず、原則として、はこわなを使用することとします。

なお、環境省のモデル事業で使用されている前肢保定式わな等については、その性能及び効果、使用者に対する安全性や他の鳥獣への影響等を十分考慮した上で、必要に応じて使用することとします。

---

<sup>1</sup> 各市町村の行政区域を約1 km四方の第3次メッシュ区画（以下「メッシュ」という。）に区分し、3次計画までに捕獲が行われたメッシュ、目撃、痕跡が認められたメッシュ及び隣接するメッシュを「生息メッシュ」、それ以外のメッシュを「生息未確認メッシュ」としました。

また、捕獲等の際には、資料Ⅱ「捕獲等の際の留意事項」を遵守することとし、従事者に周知徹底します。

## (エ) 捕獲個体の取扱い

### a 処分の方法

捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法（二酸化炭素による処分、麻酔薬の投与等）により殺処分し、焼却、埋却等適切に処理します。

### b 譲渡し

捕獲個体の譲渡しについては、外来生物法施行規則第 22 条の規定及び国の「特定外来生物防除実施要領」に従い、次のとおりとします。

捕獲個体の飼養等（飼養、保管又は運搬。以下「飼養等」という。）をしようとする者に譲渡しをする場合は、譲渡しの相手方が、外来生物法第 4 条第 2 号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者又は外来生物法第 5 条第 1 項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者（生業の維持の目的で許可を有する者にあつては、譲り受けた個体を保管する事業を行う者に限る。）である場合に限り、行うことができます。

ここでいう「外来生物法第 5 条第 1 項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者」とは、学術研究、教育、展示、その他公益上必要と認められる目的で飼養等の許可を取得している者のほか、生業の維持目的で許可を取得した者のうち自身で譲受けた個体を処分（加工、堆肥化のために一時的に生きたまま扱うなど）する目的で許可を受けた者を想定しており、生業の維持目的で譲受けた後に自身で飼養等する者や、生きたまま他の者に譲渡し・引渡しする者は含まれません。なお、以下の要件をすべて満たせば、「その他公益上必要と認められる目的」として許可を取得できる場合があります。

#### <要件>

- 飼養等の許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容や終生飼養が原則であることについて、許可申請者が十分理解していること。
- 次の事項を飼養等許可の条件として付すことを許可申請者が了承すること。
  - 飼養等をするのできる数量の上限を定めること。
  - 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること。
  - 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること。
  - マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること。
  - 一年に一回など一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真）について主務大臣に報告すること。
  - 地方公共団体等からの要請があつた場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること。

### c 捕獲実施にあたっての合意形成

県及び市町村は、捕獲に当たって、捕獲を行う地域住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努めます。



捕獲を行う地域の土地所有者等に対しては、必要に応じて実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得よう努めます。

また、捕獲を行う地域に存する河川、水路等土地改良施設や緑地等の管理者に対しては、実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るよう努めます。

#### (4) 緊急的な防除等

県は、希少な動植物に被害が生じるおそれがある場合やその他の緊急時には、そのおそれを取り除くため緊急的な防除を実施します。

実施に当たっては、「(3) イ②捕獲等の実施」のとおり取り扱うこととします。

コラム		季節ごとの生態と捕獲効率	
良い  悪い 捕獲効率	春	活動が活発になる一方でエサが少ないため、最も捕獲効率が良い	
	夏・秋	エサが豊富となるため、わなのエサの誘引効果が低下	
	冬	活動が著しく低下し、捕獲が困難	
(引用：環境省中国四国地方環境事務所 アライグマ等防除ハンドブック第2編)			

#### (5) 傷病獣・錯誤捕獲として捕獲された個体の取扱い

アライグマが傷病獣として保護又は錯誤捕獲により捕獲された場合は、「(3) イ②捕獲等の方法」に準じて手続等を行い、捕獲された個体が放野されないよう「(3) イ②(エ)」のとおり取り扱うこととします。

#### (6) 捕獲以外の対策

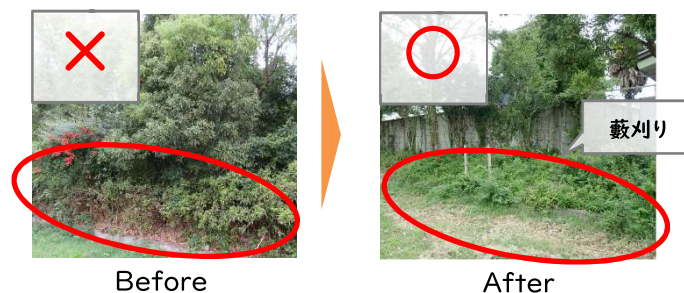
防除は、捕獲とあわせて生息環境管理及び被害防止対策を行うことが重要です。

地域住民等は下記の対策を行うよう努めるとともに、県や市町村は施設管理者や地域住民へ捕獲以外の対策の重要性等について普及啓発に努めます。

##### ア 生息環境管理

農地及び人家周辺にアライグマを近づけないために、農業者や地域住民等が連携し、地域ぐるみで誘引要因の除去を行うこととします。

具体的には、農地周辺ではアライグマの餌場としないよう農地に取り残し野菜や果実を放置せず、適切な処分を行うとともに、人家周辺においては屋外に生ごみ等を放置しない、庭の果実類は収穫・管理する、藪刈りなどで潜める通路を減らす等適切な環境管理を行うこととします。



また、人やペットへの感染症伝播、人馴れによる生息域の拡大、繁殖力向上による個体数増加など多くの問題を引き起こすため、餌付けは行わないようにします。

## イ 被害防止対策

農業者や地域住民が主体となって、農地において防護柵やネットを設置することや、家屋において侵入口をふさぐこと等の対策を講じ被害地への侵入を防止します。



電気柵の設置方法等はこちら↑

## (7) モニタリング・調査研究

### ア モニタリング

県及び市町村は連携して、捕獲数や捕獲に関する情報を集積します。

市町村は、毎年度、アライグマの目撃情報、設置したわなの位置、個数、設置期間、捕獲数等の捕獲状況、捕獲個体情報、被害状況、対策の実施状況等を把握し、県に報告します。

県は、市町村からの報告による情報をとりまとめ、分布状況、捕獲状況を把握し、市町村と共有することで、より効果的な防除を推進します。

また、特に保護すべき動植物の生息分布や被害状況を併せて把握し、防除の効果を検証します。

さらに、これまでの市町村からの報告による情報収集に加えて、各種市民団体、公園利用者、登山者等からの情報収集に努め、市町村とも連携した痕跡の把握を行います。

こうした県民等との更なる連携等により収集した情報等をとりまとめ、生息状況を把握するとともに、各地域の効果的な対策に活かします。

なお、県は、人獣共通感染症であるアライグマ回虫症等の感染状況を把握するため、捕獲した個体の検査をします。

### イ 調査研究

県及び市町村は、効果的な防除手法の検討や、生息状況及び被害状況を把握するための調査方法について、大学、試験研究機関等の協力を得て調査研究を行います。

### ウ 普及啓発など情報発信

県及び市町村は、広く施設管理者や県民に向けて、アライグマの問題や防除の必要性、意図的・非意図的な餌付けの防止等について、生態系への影響や感染症のリスクなどの情報も含めて、出来るだけわかりやすい情報発信に努め、防除実施計画の取組への県民の理解と協力の促進を図ります。

また、県、市町村、農業者団体等は、生活被害を防ぐために、個人レベルでできる住宅侵入を防ぐ方法、敷地内の果実やペットをアライグマから守る方法や、地域レベルでできるすみかや誘引物を減らす環境整備対策など、役に立つ具体的な手法を動画やリーフレット等で発信します。

また、防除対策に取り組む主体に向けて、被害防止対策の手法に加えて、捕獲の成功事例などを講習会の開催やパンフレットの活用等を通じて紹介するとともに、生物多様性の保全に取り組む団体等に向けて取組事例を紹介するなど情報提供の充実を図ります。

## (8) 推進体制

### ア 計画の実施

計画の実施に当たっては、県及び市町村を防除主体として、住民、施設管理者、農業者、農業者団体、自然保護団体、研究機関等が連携して実施します。県は、市町村が実施する防除事業に対して、財政的支援及び技術的支援を行うとともに、地域ごとの市町村等が構成員

となっている地域鳥獣対策協議会において、広域的な防除対策や体制整備等について検討を進めます。

また、アライグマに起因する可能性のある感染症の予防及び緊急対応に備え、県は、市町村や試験研究機関等と連携し、体制整備を行います。

さらに、アライグマによる被害は、都県境を越えて分布拡大していくおそれがあるため、近隣都県と、生息状況、被害状況、捕獲状況等の情報交換等を行い、効果的な防除に向けて連携します。

なお、分布拡大の防止のためには、生息分布域を把握する必要があることから、地域住民、施設管理者、市町村、その他の関係機関、県の間で連携し、アライグマの生息状況に関する情報共有を進めます。

### 各主体の役割分担

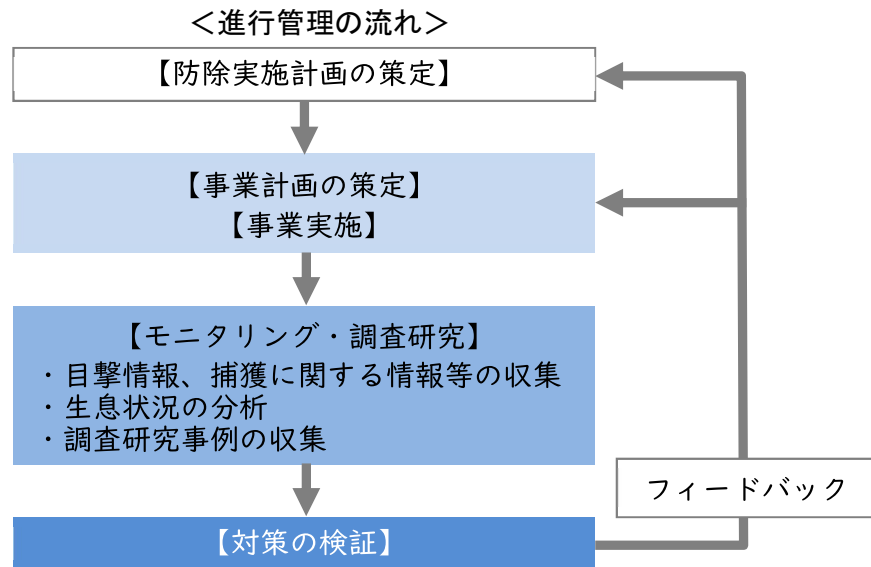
	捕獲等	被害防止対策	モニタリング・調査研究	普及啓発など情報発信
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が行う防除への財政的・技術的支援</li> <li>希少な動植物に被害が生じる場合の緊急捕獲等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に応じた被害防止対策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防除実施計画の進捗管理、見直し</li> <li>捕獲、目撃、被害等の情報収集・分析</li> <li>対策の効果検証</li> <li>調査研究結果の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来生物問題の普及啓発</li> <li>被害防止対策等の情報提供</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲等の実施</li> <li>住民、農家等による捕獲等への支援</li> <li>従事者証の交付、台帳の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止対策の実施</li> <li>農家等による被害防止対策への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲、目撃、被害等の情報把握、報告</li> <li>地域の被害防止対策の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来生物問題の普及啓発</li> <li>被害防止対策等の情報提供</li> </ul>
地域住民、団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農作物被害の防止対策</li> <li>農地の適正管理</li> <li>生活被害の防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲、目撃、被害等の報告</li> <li>被害防止対策等の効果検証への協力</li> </ul>	
調査研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲方法、処分方法の調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止対策の調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング手法等の調査研究</li> <li>感染症の検査</li> </ul>	

## イ 進行管理

県は、市町村が策定する事業計画に基づく事業の実施状況を取りまとめ、モニタリング結果等と合わせて効果検証を行います。

県及び市町村は、その効果検証の結果を事業に反映するよう努めるとともに、第4次計画の目標や防除方法等について大幅な変更が必要な場合には、県は第4次計画を見直します。

なお、必要に応じて、神奈川県鳥獣総合対策協議会外来生物等対策専門部会に報告します。







# 資 料

## I 捕獲等に係る事務手続について

- 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書（様式1）
- 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証（様式2）
- 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等従事者台帳（様式3）
- 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲実施記録（市町村報告用）（様式4）
- アライグマの目撃情報（様式5）

## II 捕獲等の際の留意事項

**※注意** ここに記載しているのは令和6（2024）年〇月時点の報告様式等です。  
改変している可能性がありますので、下記 URL 又は2次元コードの Web ページで最新様式を確認の上、ご使用願います。

神奈川県アライグマ防除実施計画について

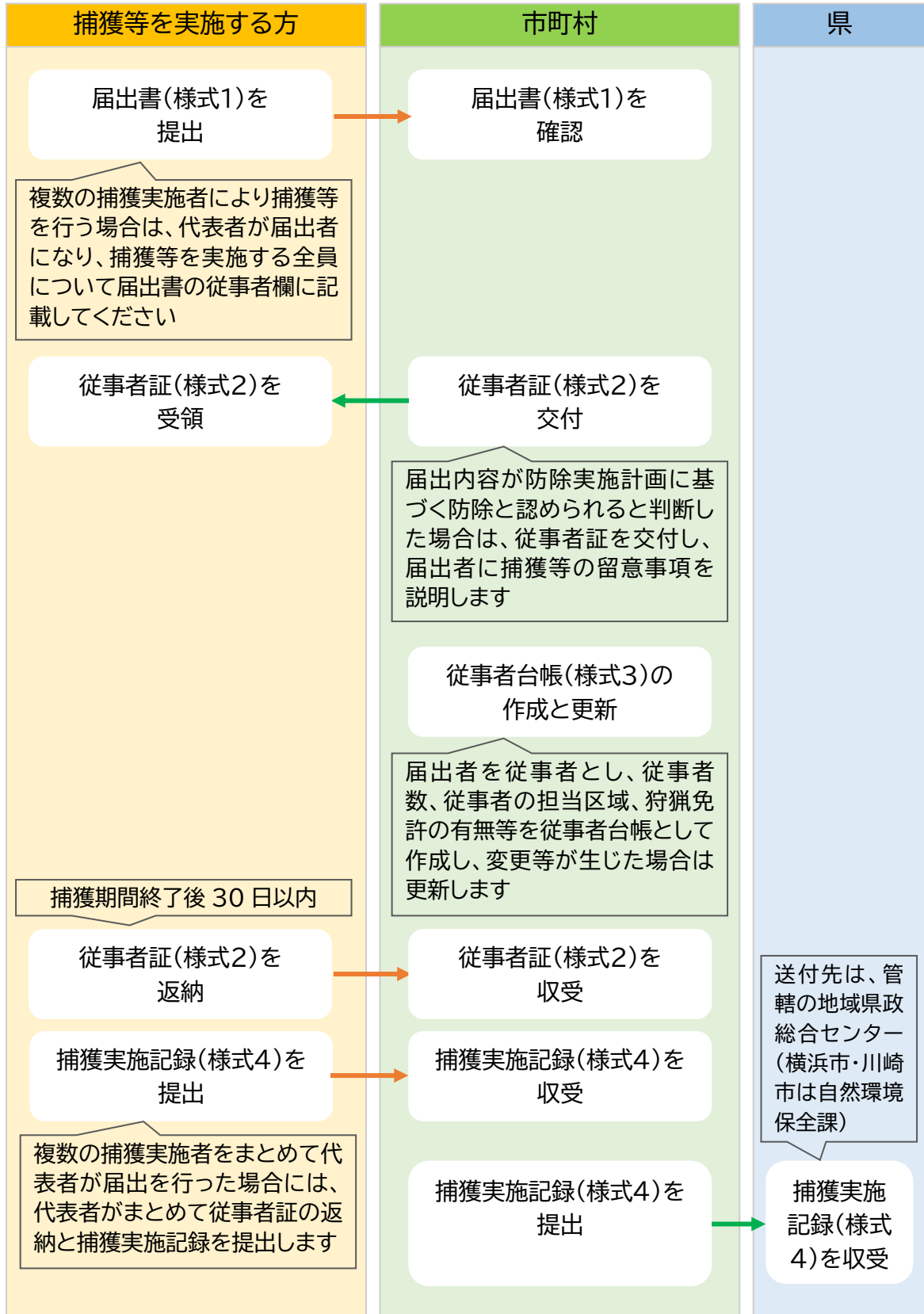
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p10115.html>



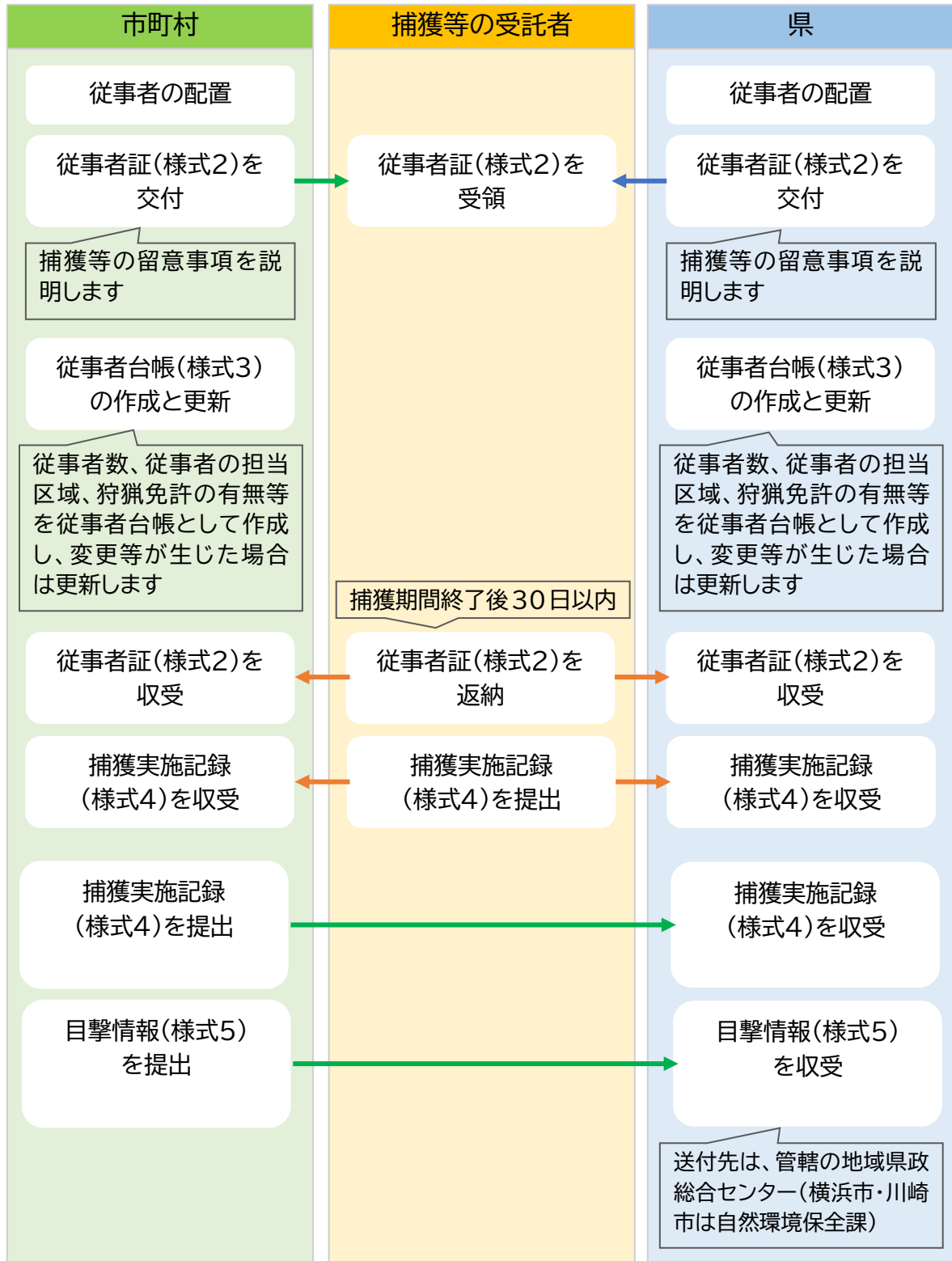
▲2次元コード

I 捕獲等に係る事務手続について

1 次ページ「2」によらず捕獲等を実施する場合



2 県又は市町村が自ら行う防除として捕獲等を実施する場合



(様式1)

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

郵便番号 ( 法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 )  
 住 所  
 氏 名  
 生年月日 年 月 日生  
 電話番号

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの捕獲等を行うので、次のとおり届け出ます。

番号	※					
捕獲等をしようとする目的 (いずれかの番号に○を付ける)		1 計画的防除、2 生活被害防除、3 農業被害防除、 4 その他 ( )				
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで				
捕獲等をしようとする区域・場所 (いずれかの番号に○を付け、住所を記載する)		1 住宅内、2 住宅敷地内、3 農地、4 緑地、 5 その他 ( ) ----- <上記1～5の住所>				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 法律施行規則 第7条第1項第7号に掲げる場所		<input type="checkbox"/> 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 休猟区 <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 自然公園特別保護地区 <input type="checkbox"/> 都市公園 <input type="checkbox"/> 猟区 <input type="checkbox"/> 原生自然環境保全地域 <input type="checkbox"/> 社寺境内 <input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 特定猟具使用禁止区域 <input type="checkbox"/> 特定猟具使用制限区域				
捕獲の方法						
捕獲後の処置						
個体の処分						
捕獲等実施者						
氏名	住所	区分	生年月日	狩猟免許(上段)及び狩猟者登録証(下段)		
				番号	交付年月日	交付した都道府県知事名

(第2面)

生息状況(目撃情報など)	
被害時期	
被害内容	

- 備考 1 ※印の欄には記入しないでください。  
 2 不要な文字は抹消し、該当する項目の□に☒印を付してください。  
 3 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。  
 4 「捕獲等をしようとする目的」又は「捕獲等をしようとする地域・場所」の「その他」に○をつけた場合は、( )に具体の目的又は区域・場所を記入してください。  
 5 「捕獲等実施者」欄の「区分」欄は、行政職員、住民、農業従事者、捕獲事業者、関係団体(例：農協職員、猟友会員など)などを記入し、「狩猟免許及び狩猟者登録証」欄は、上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号等を記入してください。  
 また、所定の研修を受けた場合は、「狩猟免許及び狩猟者登録証」欄の「交付年月日」欄の上段に研修を受けた日付を、「交付した都道府県知事名」欄に研修開催機関を記入してください。

添付書類 捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面

(様式2)

△△第〇〇号

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく

従 事 者 証 (記載例)

〇〇市町村長



注 意 事 項

- 1 従事者証は、アライグマの捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 従事者証は、捕獲等をする期間終了後 30 日以内に、〇〇市町村長に返納し、かつ、捕獲等について「捕獲実施記録」により報告をしてください。

住 所	〇〇市〇〇1-1
氏名 (団体名)	神奈川 太郎 (〇〇団体)
生年月日	平成〇年〇月〇日生
目 的	1 計画的防除、2 生活被害防除、3 農業被害防除、 4 その他 ( )
捕獲等をする区域	〇〇市〇〇1-1
捕獲等をする期間	令和△△年〇月〇日～令和△△年〇月〇日
捕獲の方法	はこわな
捕獲後の処置	獣医師による麻酔
個体の処分	致死処分後に焼却
備 考	

捕獲等実績報告			
捕獲等の 場所		数量	備考
(捕獲結果は、裏面に記載してください。)			

※捕獲結果の報告方法は、神奈川県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲実施記録(様式4)を参照。

(様式3)

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等従事者台帳

—記載例入—

市町村名：

No.	捕獲を行うエリア	従事者数	従事者名等				狩猟免許及び狩猟者登録			担当区域	備考
			氏名	住所	区分	生年月日	番号	交付年月日	交付機関名		
例	横浜市中区	2	神奈川 太郎	横浜市中区日本大通1	農業従事者	昭和60.1.1	1234567	平成17.9.15	神奈川県	日本大通1	
							34567890	平成19.11.15	長野県		
			神奈川 二郎	横浜市中区日本大通1	捕獲事業者	昭和61.3.1	なし			海岸通2	

行政職員、住民、農業従事者、捕獲事業者、関係団体(例:農協職員、猟友会員など)

備考 「狩猟免許及び狩猟者登録」欄は、上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号等を記入してください。  
 また、所定の研修を受けた場合は、「狩猟免許及び狩猟者登録」欄の「交付年月日」欄の上段に研修を受けた日付を、「交付機関名」欄に研修開催機関を記入してください。

(様式4)

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲実施記録(市町村報告用)(令和△△年度) — 記載例入 —

市町村名:

ID	わな番号	住所			捕獲実施状況				捕獲の詳細							錯誤捕獲の状況		その他特記事項
		市・区	町丁目(番地等)	3次メッシュコード	目的	捕獲場所	設置日	解除日	捕獲方法	捕獲数	捕獲日	性別	体重(kg)	成獣幼獣	餌	錯誤捕獲日	錯誤捕獲動物	
1	1	横浜市港南区	下永谷〇〇		3	3	2024/4/1	2024/4/30	はこわな	1	2024/4/10	オス	3.5	成獣	リンゴ			
2	1	横浜市港南区	下永谷〇〇		3	3	2024/5/1	2024/5/30	はこわな	1	2024/5/25	メス	3.2	成獣	リンゴ			
3	2	横浜市保土ヶ谷区	桜ヶ丘〇×		1	4	2024/4/1	2024/6/30	はこわな	1	2024/5/20	オス	5.5	成獣	菓子	2024/4/20	ハクビシン	
4	3	横浜市栄区	鍛冶ヶ谷◇一△		4	4	2024/4/11	2024/7/10	はこわな	1	2024/6/12	メス	4.3	成獣				
5	3	横浜市栄区	鍛冶ヶ谷◇一△		4	4	2024/7/11	2024/9/10	はこわな	0								
6	3	横浜市栄区	鍛冶ヶ谷◇一△		4	4	2024/10/11	2024/12/10	はこわな	1	2024/11/1	オス	4.6	成獣				
7	—	横浜市金沢区	朝比奈□△		2	1	2024/4/15	2024/4/15	手捕り	1	2024/4/15	オス	0.25	幼獣				
8	—	横浜市金沢区	朝比奈□△		2	1	2024/4/15	2024/4/15	手捕り	1	2024/4/15	メス	0.25	幼獣				
9	4	横浜市金沢区	朝比奈×〇		2	1	2024/4/4	2024/4/21	手捕り	1	2024/4/15	メス	0.25	幼獣				
10	4	横浜市金沢区	朝比奈×〇		2	1	2024/4/4	2024/4/21	手捕り	1	2024/4/15	メス	0.25	幼獣				
11	5	横浜市磯子区	氷取沢	53390438	3	3	2024/8/12	2024/9/30	はこわな	0								
12	2	横浜市保土ヶ谷区	川島町×△		3	3	2024/9/1	2024/10/30	はこわな	0								
13	5	横浜市栄区	公田町△一□		4	4	2024/10/1	2024/11/30	はこわな	0						2024/11/20	ハクビシン	

備考

- 記録は記入例を確認しながらわな別に1行ずつ記入してください。同一のわなで複数個体が捕獲された場合は、捕獲された各個体について記載してください。
- わな番号は、分かる範囲でなるべく記載してください。記載がない場合は、努力量算出等で記録の補正があることをご了承ください。
- 住所は記載が可能な場合は番地まで。不可の場合は3次メッシュコードを記入してください。
- 捕獲実施状況の目的と捕獲場所は次のコードを記入してください。  
 目的：計画的防除=1 生活被害防除=2 農業被害防除=3 その他=4  
 捕獲場所：住宅内=1 住宅敷地内=2 農地=3 緑地=4 その他=5
- 捕獲の詳細の性別、体重、餌はできる限り記載してください。
- 捕獲個体の譲渡（生体）があった場合は、特記事項に記入してください。
- わなは同じ場所に長期間設置せず、定期的に設置場所を変えるなど捕獲効率が高くなるよう工夫してください。
- 記入欄が足りない場合はこの面を複写して使用してください。

(様式5)

○四半期ごとに御報告いただいている「野生鳥獣による生活被害」に記載していない、目撃情報について記載してください。  
 ○報告は、各地域県政総合センター(横浜市及び川崎市の区域は自然環境保全課)をお願いします。

アライグマの目撃情報 (令和△△年度) - 記載例入 -

市町村名:

No.	受付日	目撃日	場所 市町村名	字名	通報者	目撃した状況	対応(回答)	捕獲等の 実施の有無	備考
例	R6.5.9	R6.5.4	横浜市	中区日本大通1	住民	①公園内で目撃した。	情報としてとりまとめる	有	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

地番までわかる場合は地番まで記載してください。

わかる範囲で次の区分を記載してください。

- ①住民
- ②自然観察者
- ③狩猟者
- ④その他( )

目撃した状況を次の①～⑤により記載するとともに、頭数がわかる場合は頭数を記載してください。

- ①個体を目撃した
- ②被害にあつて捕まえた
- ③死体があつた
- ④足跡や痕跡があつた
- ⑤その他( )

目撃情報のあつた箇所で、その後捕獲等を実施したかの有無を記載してください。



## II 捕獲等の際の留意事項

捕獲等の際には、次の事項に留意して行います。

### 1 捕獲方法等

#### (1) 錯誤捕獲、事故の防止

- ・ 設置したはこわな等による錯誤捕獲(意図しない鳥獣種の捕獲)や事故を防ぐため、(5)に記載の巡視により錯誤捕獲及び事故の発生がないことを確認すること。
- ・ 錯誤捕獲があった場合は、速やかに放獣すること。
- ・ 鳥獣の場合で負傷や死亡していた場合は、鳥獣保護管理法の担当行政機関に連絡すること。ただし、特定外来生物である鳥獣又は鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を受けている鳥獣にあつては、放獣されることのないよう適切な対応に努めること。

#### (2) 事前周知

捕獲等の際には、事前に関係する地域住民等へ周知すること。

#### (3) 書類携帯

従事者は、防除活動を行う際は、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類(従事者証(様式2))を携帯するとともに、第三者に「防除の公示のページ」(※)を示せる状態にしておくこと。

※国の定める「特定外来生物防除実施要領」において、「防除の実施に当たっては、第三者に『防除の公示のページ』を示せる状態にしておくこと」が求められています。

➤ 「防除の公示のページ」(環境省ホームページ)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/index.html>

#### (4) 猟具の表示

捕獲に使用するはこわな等には、猟具ごとに、わなの表面に、外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨、対象とする特定外来生物の種類(アライグマ)並びに、実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うこと。ただし、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

#### (5) 巡視

従事者は、設置したわなについて、設置場所を一日一回は巡視すること。

#### (6) 鳥獣に関する扱いの事項

- ・ わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生を遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。

#### (7) 鳥獣保護管理法に関する事項

※ 原則として、はこわなを使用することとしているため適用されない項目もあります。

- ・ 鳥獣保護管理法施行規則（平成14年環境省令第28号）第10条第3項第10号から第13号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による捕獲は行わないこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わないこと。

## 2 感染症に対する予防

アライグマは、人に感染する可能性のある病原体を媒介することも考えられるため、捕獲した個体の取扱いには、次のとおり予防等を行い、十分注意します。

- ・ 捕獲した個体を取り扱う際には、革手袋の着用等によりケガを防ぎます。
- ・ 捕獲に使用した道具は使用後に消毒等を行います。
- ・ 取扱い後は、手を十分洗います。
- ・ かまれたり、ひっかかれたりした場合には、傷口を石鹼と水で洗い流し、医療機関を受診するなど適切な措置をとります。

## 参考資料

- 1 アライグマ・カニクイアライグマの一般的な特徴について
- 2 県内市町村別捕獲数の推移
- 3 県内市町村別被害の推移
- 4 第3次計画における県の取組（かながわ鳥獣被害対策支援センター）
- 5 感染症等確認時緊急対応体制
- 6 わなの工夫について
- 7 アライグマの捕獲は誰でもできるわけじゃない！？
- 8 合意形成の協議・検討の経緯及び結果
- 9 用語集

## 1 アライグマ・カニクイアライグマの一般的な特徴について

### 【種名】

ネコ目アライグマ科アライグマ属

アライグマ (学名 *Procyon lotor*)、カニクイアライグマ (学名 *Procyon cancrivorus*)

### 【分布】

#### ① 原産地

アライグマ：北アメリカ、カニクイアライグマ：中南アメリカ

#### ② 国内分布

1962年に初めて野生化が確認されて以後、2009年時点では47都道府県で生息情報がある。これらの侵入の原因は、飼育個体の逃亡・遺棄と推測されている。

神奈川県におけるアライグマの野生化は1988年頃起こったものと推測されている。

### 【特徴】

体重2～10数kg、頭胴長41～60cm、尾長25～30cm。白色の顔に鼻筋は濃く、黒色系のマスクを着けたような外見で4～10の輪模様を尾に持つ。オスはメスより大型で明るい灰褐色。

足の指は5本で人の手に似ている。つま先から踵まで、足の裏全体を地面につけて歩く（蹠行性）ために足跡は明瞭に残り、5本指の形状とその大きさから在来哺乳類との区別がしやすい。



アライグマ情報に関する県 HP はこちら↑

(イラスト出典：環境省 アライグマ等防除ハンドブック、アライグマ防除の手引き)

### 【生態】

夜行性。水辺を好むが、森林、湿地、農耕地、市街地など幅広い環境に生息する。

雑食性で、野外に定着した個体は、果実・野菜・穀類、小哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・魚類・昆虫その他の小動物全般を採取する。

### 【繁殖】

一般的な交尾期は1～2月。約2か月の妊娠期間を経て、春に、1回に1～7頭（平均3～4頭）出産する。妊娠に失敗するなど、出産初期に子が死亡した場合は、夏から秋に再度出産することもある。

### 【寿命】

野生では5年未満と推測されているが、野外での最長寿命は13～16年。

### 【神奈川県のアライグマの繁殖生態について】

出産時期は2月から10月であり、北海道で野生化したアライグマの報告よりも長く、原産地域と比較するとテキサス南部やフロリダでの報告に類似している。

## 引用文献

Kato, T., Ichida, Y., Tei, K., Asano, M., and Hayama, S. 2009. Reproductive characteristics of feral raccoons (*Procyon lotor*) captured by the pest control in Kamakura, Japan. *The Journal of Veterinary Medical Science* 71 (11) : 1473-1478.

かながわ野生動物サポートネットワーク. 神奈川の野生化アライグマ問題

牧野敬・橋井秀雄. 2002. 神奈川県自然環境保全センターに搬送されたアライグマ. 神奈川県自然環境保全センター自然情報第1号

日本生態学会編. 2002. 外来種ハンドブック. 他人書館

中村一恵. 1991. 神奈川県におけるアライグマの野生化. 神奈川県自然誌資料 (12).

財団法人自然環境研究センター編. 2005. 日本の哺乳類改訂版. 東海大学出版会

## 2 県内市町村別捕獲数の推移

(単位：頭)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
市町村名							
横浜市	293	453	416	465	685	647	733
川崎市	6	21	12	48	61	63	24
横浜川崎地域	299	474	428	513	746	710	757
横須賀市	239	266	314	283	197	246	281
鎌倉市	127	181	137	179	220	231	258
逗子市	67	64	22	15	34	57	49
三浦市	35	28	39	43	58	79	60
葉山町	23	31	34	52	42	56	46
横須賀三浦地域	491	570	546	572	551	669	694
相模原市	90	190	180	216	157	216	182
厚木市	24	22	16	14	20	39	18
大和市	8	23	7	9	4	18	13
海老名市	12	20	22	13	30	23	25
座間市	9	18	20	23	30	19	30
綾瀬市	18	46	63	71	84	84	76
愛川町	37	29	38	34	46	41	24
清川村		1		1			
県央地域	198	349	346	381	371	440	368
平塚市	51	63	47	83	107	79	69
藤沢市	34	30	26	37	65	23	161
茅ヶ崎市	24	30	46	28	20	42	28
秦野市	5	5	13	20	15	22	29
伊勢原市	8	12	4	7	6	15	29
寒川町	24	44	48	22	21	14	11
大磯町	13	46	15	18	10	36	30
二宮町	10	2	6	2		1	5
湘南地域	169	232	205	217	244	232	362
南足柄市	3	1	2				
中井町	1	1	3	3	15	15	7
大井町	4	2	1	1	2	6	10
松田町							
山北町		1	1				
開成町							
小田原市	5	24	6	10	5	6	5
箱根町							
真鶴町							
湯河原町							
県西地域	13	29	13	14	22	27	22
計	1, 170	1, 654	1, 538	1, 697	1, 934	2, 078	2, 203

市町村名	年度						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
横浜市	293	453	416	465	685	647	733
川崎市	6	21	12	48	61	63	24
横浜川崎地域	299	474	428	513	746	710	757
横須賀市	239	266	314	283	197	246	281
鎌倉市	127	181	137	179	220	231	258
逗子市	67	64	22	15	34	57	49
三浦市	35	28	39	43	58	79	60
葉山町	23	31	34	52	42	56	46
横須賀三浦地域	491	570	546	572	551	669	694
相模原市	90	190	180	216	157	216	182
厚木市	24	22	16	14	20	39	18
大和市	8	23	7	9	4	18	13
海老名市	12	20	22	13	30	23	25
座間市	9	18	20	23	30	19	30
綾瀬市	18	46	63	71	84	84	76
愛川町	37	29	38	34	46	41	24
清川村	0	1	0	1	0	0	0
県央地域	198	349	346	381	371	440	368
平塚市	51	63	47	83	107	79	69
藤沢市	34	30	26	37	65	23	161
茅ヶ崎市	24	30	46	28	20	42	28
秦野市	5	5	13	20	15	22	29
伊勢原市	8	12	4	7	6	15	29
寒川町	24	44	48	22	21	14	11
大磯町	13	46	15	18	10	36	30
二宮町	10	2	6	2	0	1	5
湘南地域	169	232	205	217	244	232	362
南足柄市	3	1	2	0	0	0	0
中井町	1	1	3	3	15	15	7
大井町	4	2	1	1	2	6	10
松田町	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	1	1	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0
小田原市	5	24	6	10	5	6	5
箱根町	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0
県西地域	13	29	13	14	22	27	22
計	1,170	1,654	1,538	1,697	1,934	2,078	2,203

参考資料 3

3 県内市町村別被害の推移

(1) 農作物被害額

(単位：千円)

市町村名 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
横浜市				183	1,564	2,801	3,199	11,998
川崎市		302	888	1,577	958	706	1,370	2,027
横浜川崎地域		302	888	1,760	2,522	3,507	4,569	14,025
横須賀市	1,497	773	931	321	493	823	959	63
鎌倉市								
逗子市								
三浦市	2,431	6,641	10,090	8,163	8,025	7,362	7,423	8,310
葉山町	21	11	36	24	8	33		
横須賀三浦地域	3,949	7,425	11,057	8,508	8,526	8,218	8,382	8,373
相模原市		68	97	492	560	709	97	14
厚木市		28	43	103	768	109	193	37
大和市					37	1,641	1	535
海老名市								
座間市								
綾瀬市								
愛川町	111		234	2				
清川村								
県央地域	111	96	374	597	1,365	2,459	291	586
平塚市	33	8	94	10	142	151	39	96
藤沢市	281	128	142	283	1,418	652	1,272	2,346
茅ヶ崎市								
秦野市								
伊勢原市		287		72	3	114	367	
寒川町								
大磯町		84	80	46			6	155
二宮町		227						
湘南地域	314	734	316	411	1,563	917	1,684	2,597
南足柄市		62		68			10	
中井町								
大井町			4					
松田町								
山北町								
開成町								
小田原市	252	5			157	111		1
箱根町								
真鶴町								
湯河原町								
県西地域	252	67	4	68	157	111	10	1
計	4,626	8,624	12,640	11,345	14,132	15,213	14,936	25,583

※1 四捨五入により合計が一致しない場合がある。※2 調査対象は出荷用農作物

## (2) 生活被害等件数

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
横浜市	115		136	85	130	39	1	166
川崎市			32	48	91	80	65	102
横浜川崎地域	115	0	168	133	221	119	66	268
横須賀市	96	131	124	111	144	164	101	102
鎌倉市	217	261	243	252	209	257	244	117
逗子市	1	11	29	10	10	83	14	13
三浦市	38	30	41	61	54	90	47	28
葉山町	420		10	21	33	21	15	14
横須賀三浦地域	772	433	447	455	450	615	421	274
相模原市	89	131	92	112	104	88	85	103
厚木市	7	6	2	8	3	8	3	7
大和市	12	18	7	5	9	23	20	20
海老名市	22	19	26	20	21	22	20	32
座間市	0	1	10	24	17	17	18	24
綾瀬市	4	19	23	39	14	5	1	3
愛川町		3	2	1		1	1	1
清川村								
県央地域	134	197	162	209	168	164	148	190
平塚市	11	7	3	32	30	8	23	7
藤沢市	133	88	84	53	69	66	83	125
茅ヶ崎市	7							
秦野市			2	1	1	1		
伊勢原市						1		
寒川町	14	26	21	16	13	32	21	28
大磯町	22	46	7	21	25	58	69	31
二宮町			1					1
湘南地域	187	167	118	123	138	166	196	192
南足柄市								
中井町								
大井町								
松田町								
山北町								
開成町								
小田原市	9	3	7	9	5			
箱根町								
真鶴町								
湯河原町								
県西地域	9	3	7	9	5	0	0	0
計	1, 213	800	901	1, 014	981	1, 062	829	924

※ 生活被害等件数については、人身被害件数を含む。



#### 4 第3次計画における県の取組（かながわ鳥獣被害対策支援センター）

##### (1) 重点取組地区における支援内容

###### ア 茅ヶ崎市（2017（平成29）年度～2018（平成30）年度）

- ・ 萩園地区において1月にアライグマ巣箱型はこわな調査委託（H29、H30）  
⇒5頭捕獲（従来型はこわなによる捕獲で巣箱型はこわなによる捕獲なし）

###### 【委託業者からの意見等】

- ✓ 工場地帯を寝床にして、餌を探すために土手を越えて河川に来ているものと推察。調査期間が寒い時期でもあったため、屋外にある巣箱型はこわなをわざわざ寝床には使わなかったのではないか。
- ✓ 今後試すとしたら、真夏・真冬の時期を避け、周辺に寝床になりうる建物がない場所がよい。
- ✓ カゴわなの餌は、落花生のみ使用。ただし、誘因のため飼料用添加物（ガーリック粉末）を撒いた。

- ・ 茅ヶ崎市環境事業センター敷地内でアライグマ専用はこわなの試行。撮影・捕獲0

###### イ 横浜市（2018（平成30）年度）

- ・ 横浜自然観察の森（栄区上郷町）、柴シーサイドファーム（金沢区柴町）においてアライグマ専用はこわなを試行、自動撮影カメラの設置やわなの操作方法などの技術指導、わなの補強を実施。

###### ウ 川崎市（2018（平成30）年度～2019（令和元）年度）

- ・ 岡上地区（農業振興地域）で、アライグマ専用はこわなの設置状況の確認および被害状況を現地確認した。  
⇒自動撮影カメラで侵入を確認するも、捕獲に至らず。

###### エ 綾瀬市（2019（令和元）年度～2020（令和2）年度）

- ・ 綾瀬工業団地で、重点調査、アライグマ檻の設置、えさの管理、センサーカメラの設置、わな設置指導、従来型はこわなの改良、現地聞き取り調査を実施。

⇒3頭捕獲

- ・ 令和元年度の重点取組地区において、2020（令和2）年度に被害状況聞き取り及び工場内調査を実施。

###### 【意見等】

- ✓ おりの中、周辺のエサはすべて食べられていた。大きなアライグマが来ている可能性があるため、大きめの従来型はこわなとアライグマ専用はこわな（ラクーンキューブ）を設置。
- ✓ 従来型はこわなに、アライグマによるえさの横取りや開閉部の底の破壊が発生。綾瀬市で出没しているアライグマは大きく、従来型はこわなや綾瀬市貸出しのわなの大きさでは、捕獲が難しい可能性が示唆。
- ✓ エサは、果物（バナナ）、果実ゼリーが良かった。

・ アライグマ専用はこわなによる調査委託

① 目的

埼玉県農業技術研究センターと企業が共同開発したアライグマ専用はこわなを用いてアライグマ捕獲数と錯誤捕獲を従来のはこわなと比較し、現地での実用性を検討する。

② 対象地域

綾瀬市深谷上地区

③ 実施内容

ア 期間：2019（令和元）年11月25日～2020（令和2）年1月17日

イ 方法：アライグマの捕獲数（雌雄、体重）、錯誤捕獲数及びわなに対する行動

④ 結果と考察

■ 新型の専用はこわなと従来型はこわな（踏板式はこわな）を比較

従来型はこわな（踏板式はこわな）については、破壊したり、体が大きくわなが閉まりきらないことで逃走する個体が複数見られた。

専用はこわなはアライグマの捕獲に対し、丈夫で錯誤捕獲がなく実用性があった。

	アライグマ捕獲数	錯誤捕獲数	錯誤捕獲された獣種
専用はこわな	5頭	0頭	なし
従来型はこわな	7頭	11頭	ネコ7頭、タヌキ2頭、ハクビシン2頭

専用はこわな（ラクーンキューブ）



従来型はこわな

■ 従来型はこわなで、アライグマによるえさの横取りや開閉部の底の破壊が起きたため改良

- ① 外から手を入れられないよう、後ろ部分を12mmの亀甲目の金網で囲んだ。
- ② 吊り下げのえさも設置した。
- ③ 開閉部の隙間から逃げられないようにワイヤーで補強した。

吊り下げのえさ



亀甲目の金網

(2) 住民等からの相談事例

年度	市町村	内容
2017 (H29)	藤沢市	昨夜アライグマがやってきて飼育していた金魚を食べられてしまったので、捕獲したい。 ⇒捕獲に関して、藤沢市環境部環境保全課に相談することを提案。
2019 (R1)	三浦市	住宅の通気口の蓋を破壊して侵入し、縁の下に入ったまま。 ⇒いったん放獣してから塞ぎ、市から捕獲おりを借りて捕獲してもらいたいと回答。
2021 (R3)	横浜市	住民（旭区笹野台）から、市からはこわなを借りて捕獲するも数が多くて追いつかないとの相談。 ⇒家屋の侵入口を塞ぎわなを設置するように指導。
2022 (R4)	川崎市	住民から自宅屋根裏にアライグマが住み着いているとの相談。 ⇒支援Cでは捕獲を行っていないこと、捕獲する段階でわなをかける場所や侵入対策などの助言などを行っていることを説明し、川崎市で外来生物を扱っている部署をお知らせ。
2022 (R4)	三浦市	三浦市農協アドバイザーから餌はポップコーンの類でよいかとの相談。 ⇒安く買える脂っこいものが良い。コンビニのヤングドーナツやキャラメルコーンがおすすめと回答。
2022 (R4)	葉山町	近頃アライグマの捕獲ができずアドバイスが欲しい。これまでは踏み板式のワナで6匹捕獲した（エサはドッグフード）。 ⇒エサ（チョコパン、あんパンなど）や場所を変えてみたらどうか、ワナの入り口以外を板などで困ってみてはどうかと提案。
2022 (R4)	横浜市	果樹園にアライグマ専用はこわな「ラクーンキューブ」貸し出し

(3) 支援内容別、市町村別件数

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	計
現地調査	南足柄市(1) 清川村(2)	横浜市(4) 川崎市(3) 茅ヶ崎市(5)	川崎市(2) 綾瀬市(11)	綾瀬市(1)	—	—	29
現地での 技術指導 アドバイス	茅ヶ崎市(3)	横浜市(3) 川崎市(2)	横須賀市(1) 綾瀬市(1)	平塚市(1) 茅ヶ崎市(1) 大磯町(2)	—	横浜市(1) 藤沢市(2) 小田原市(1)	18
問合せ 照会回答	横浜市(1) 藤沢市(1) 茅ヶ崎市(2) 秦野市(1) 南足柄市(2)	川崎市(2) 藤沢市(1) 座間市(1) 寒川町(1)	三浦市(1)	横須賀市(1) 綾瀬市(1)	横浜市(1) 鎌倉市(2) 綾瀬市(1) 小田原市(1)	川崎市(1) 三浦市(1) 大和市(1) 葉山町(1)	24
打合せ 調整	茅ヶ崎市(2)	横浜市(1)	—	—	—	—	3
会議等 参加	—	—	綾瀬市(1)	—	—	—	1
計	15	23	17	7	5	8	75

## 参考資料5

### 5 感染症等確認時緊急対応体制

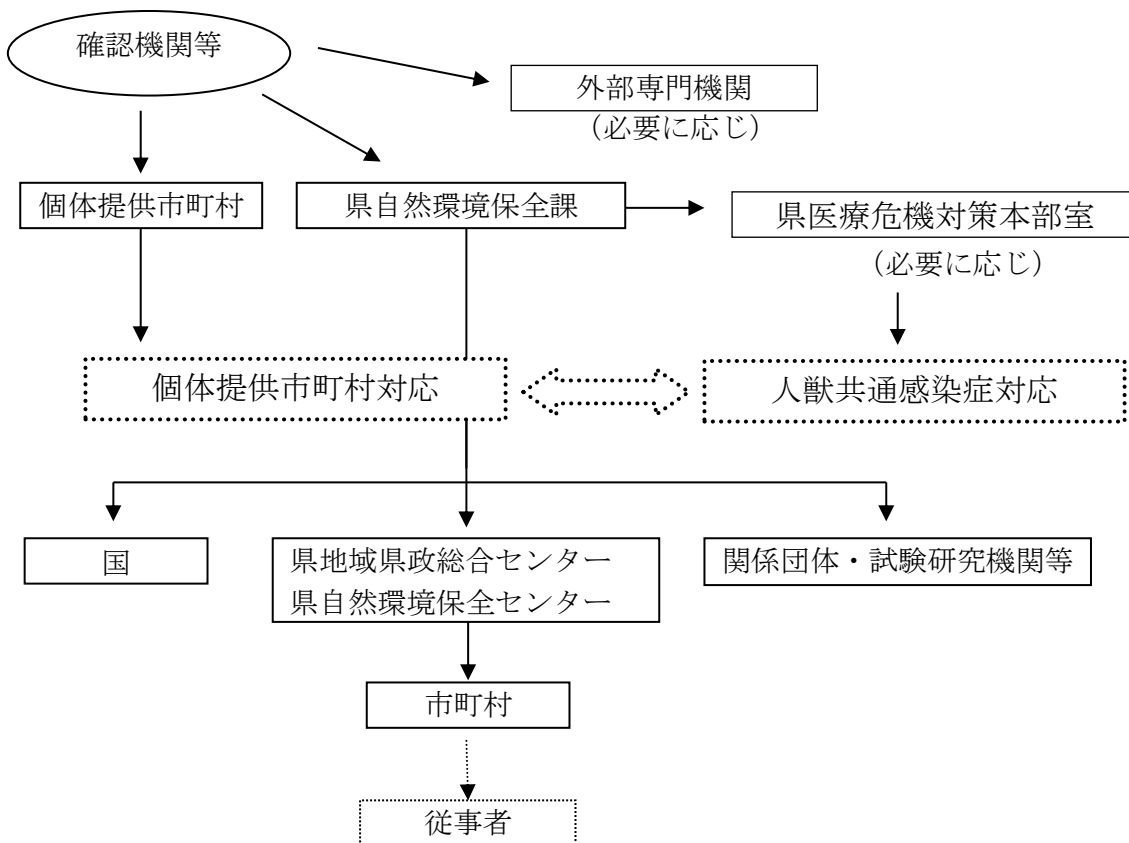
#### 【人獣共通感染症への対応】

##### 《基本的考え方》

- 県及び市町村は、あらかじめ、協力研究機関（大学、県衛生研究所、国立感染症研究所等）やサンプル採取協力事業者（捕獲業者等）等の危機管理体制を確認する。
- 捕獲等を実施する県、市町村、農業者団体等は、捕獲実施者等に対し、危険性や予防法等など、知識や技術の情報提供に努めるとともに、感染症が確認された場合等の通報体制の周知徹底を図る。

##### 《通報及び対応体制》

- アライグマ回虫等重篤な人獣共通感染症の罹患の疑いのある事象を確認した機関（以下、確認機関）は、速やかに個体提供市町村及び県（自然環境保全課）に通報するとともに、必要に応じて外部専門機関等へ確定診断を依頼し、その結果についても同様に通報する。
- 狂犬病への対応については、感染症予防法、狂犬病予防法、同法関係政省令に基づき対応する。
- 確認機関から県自然環境保全課に通報された情報は、速やかに県医療危機対策本部室に情報提供する。
- 県自然環境保全課は、国をはじめ、市町村鳥獣行政所管課及び調査（サンプル分析、サンプル採取）協力関係団体、試験研究機関、引取飼養斡旋団体等に通報するとともに、県医療危機対策本部室と調整のうえ、適切な広報に努める。



## 6 わなの工夫について

### (1) はこわなの工夫

アライグマは手先が器用なので、はこわなの側面からエサを取られることがあります。

そこで、わな後部にガイド・メッシュを装着することにより（右写真の緑部分）、わなの破壊による脱走やエサが奪われにくくなります。



（出典：左写真 環境省 アライグマ防除の手引き、右写真 県自然環境保全課）

### (2) わなに置くエサ

アライグマは、甘いもの、油っこいものを好みます。わなに置くエサとして扱いやすいものは殻付きの落花生や駄菓子のドーナツやコーンスナックです。

肉や魚が含まれるものでも捕獲が可能ですが、誤ってネコが捕まってしまう可能性がありますので使用は避けた方が良いでしょう。

### (3) 前肢固定式わな（エッグトラップ）

アライグマがエサを取ろうと前肢を入れると、バネがはじけて前肢を固定する仕組みのわな（前肢を1本だけ拘束）です。

前肢の器用なサルなどは錯誤捕獲の可能性があります。一般にはこわなより捕獲効率は低いですが、はこわなを避ける個体の捕獲などに使用される場合があります。拘束された前肢以外の3本の肢は自由に動かせるので、捕獲個体の取り扱いには安全面で注意が必要です。



（出典：環境省 アライグマ防除の手引き）

## 7 アライグマの捕獲は誰でもできるわけじゃない！？

## ■ 鳥獣保護管理法では、アライグマの捕獲を原則禁止している！

鳥獣保護管理法の目的は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」となっています。（同法第1条）

このような目的からアライグマも含め、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等を原則禁止しています。（同法第8条）

## ■ 外来生物法で、アライグマの扱い方が規制されている！

外来生物法の目的は、「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資すること」となっています。（同法第1条）

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。外来生物であるアライグマは特定外来生物に指定されています。

同法では、下図の事項について規制しています。

<特定外来生物で規制される事項>



（出典：環境省ホームページ）

## ■ アライグマを捕獲するには？

上記の法規制があるため、アライグマを捕獲する場合は、外来生物法に基づく防除の手続き、または鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の手続きが必要です。

外来生物法に基づく防除は、計画的でスムーズな防除が可能というメリットがあります。

なお、アライグマは鳥獣保護管理法上の狩猟鳥獣に指定されていますが、狩猟による捕獲数は多くはありません。

鳥獣保護管理法に基づく捕獲等	外来生物法に基づく防除
<p>野生鳥獣は、鳥獣保護管理法に基づき、原則として許可なく捕獲等することは禁止されています。捕獲等をするには事前に捕獲許可を受けなければなりません。</p> <p>捕獲許可の手続きでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者が行う</li> <li>・許可の期間は1年以内に限定</li> </ul> <p>などの許可基準があります。</p>	<p>地方自治体が防除を行う場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>都道府県は「防除の公示」手続き</u></li> <li>➤ <u>市町村は「国の確認」手続きをとることで、「外来生物法に基づく防除」の法的効果を伴う防除が可能です。</u></li> </ul> <p>その<u>法的効果</u>として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物を生きのまま運搬できる</li> <li>・鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を受けずに捕獲等することができる</li> </ul> <p>ことなどが生じます。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害等がない者も防除の従事者になれる</li> <li>・複数年の防除ができる</li> </ul> <p>といった点があります。</p>

## ■ 「市町村が本計画に基づき防除を行う場合」とは？

広域自治体である県と基礎自治体である市町村は、それぞれの観点に基づき防除を行いますが、市町村は、外来生物法第17条の4の規定に基づく「国の確認」を受けることで、外来生物法に基づく防除を行うことができます。

ただし、市町村が県と共同で県の防除の一部を行う場合、市町村は「国の確認」を受ける必要はありません。

この場合、あらかじめ、市町村は県に対し防除の一部を行うことについて同意し、県は当該市町村名を公示する必要があります。本計画に同意し、防除の一部を行う市町村名は、県ホームページで公示します。

## 8 合意形成の協議・検討の経緯及び結果

### (1) 神奈川県鳥獣総合対策協議会

- ・2020（令和2）年3月24日（書面開催）

【報告】第4次神奈川県アライグマ防除実施計画の検討状況について

※2020～2022（令和2～4）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により策定作業を延期したため開催していない。

- ・2023（令和5）年8月15日

【議題】第4次神奈川県アライグマ防除実施計画（素案）について

- ・2023（令和5）年12月19日

【議題】第4次神奈川県アライグマ防除実施計画（案）について

### (2) 神奈川県鳥獣総合対策協議会外来生物等対策専門部会

- ・2019（令和元）年11月8日

【議題】第3次アライグマ防除実施計画の実施状況について

- ・2020（令和2）年2月20日

【議題】第4次アライグマ防除実施計画策定方針について

※2020～2022（令和2～4）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により策定作業を延期したため開催していない。

- ・2023（令和5）年8月3日

【議題】第4次神奈川県アライグマ防除実施計画（素案）について

→ 法的には県が防除計画を策定する必要はなくなったため、内容をコンパクトにして、外来生物法上で防除の法的効果を生むために必要な内容に絞った素案に対して、特段の反対はなかった。

- ・2023（令和5）年11月27日

【議題】第4次神奈川県アライグマ防除実施計画（案）について

→ 素案に対する市町村等への意見照会を踏まえて修正した（案）に対して、特段の反対はなかった。

なお、クリハラリス防除実施計画（案）にある「傷病獣・錯誤捕獲として捕獲された個体の取扱い」の項目が無かったため、追加すべきという意見があった。



## 9 用語集

**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**

鳥獣の保護及び管理を図る事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする法律である。大正7年に制定された法律（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律）で、2002（平成14）年7月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に全面改正後、2014（平成26）年5月に現行法に一部改正された。

**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的として、2004（平成16）年に制定された法律である。

問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

**特定外来生物**

海外から導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして政令によって定めるもの。

特定外来生物に指定されたものについては、輸入や飼育、栽培などが原則禁止されるとともに防除の対象となる。

**生態系**

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの生物に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連をもちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶ

だけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

**モニタリング**

継続的な観測を行うこと。

**メッシュ**

一定の経度、緯度で地域を網の目状に区画する「標準地域メッシュ・システム」により設定された区画である。

1次メッシュ（経度差1度、緯度差40分で区画された範囲）、2次メッシュ（1次メッシュを縦横8等分）、3次メッシュ（2次メッシュを縦横10等分）等があり、3次メッシュは約1km四方となっている。

**有害鳥獣**

法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には人間生活に対し、経済や生活環境等に害性を及ぼす個々の鳥獣を有害鳥獣といっており、農林水産物等を食害するものや家屋に侵入し、排泄物等により被害を与えるものが大部分である。

**捕獲効率**

わな設置日数（晩数）あたりの捕獲数。

動物の生息密度を反映するとされている。捕獲効率が下がることは、生息密度が下がったことを意味する。

**捕獲努力量、必要捕獲努力量**

単位面積当たりの延べわな設置数、すなわち、一定の期間において設置したわなの数と日数（晩の数）をかけたものが「捕獲努力量」と呼ばれる。例えば、100台のわなを1晩かければ捕獲努力量100で、1台のわなを101日（=100晩）かけても捕獲努力量100である。必要捕獲努力量は、地域の捕獲効率（生息密度）低減のために、最低限投入が必要な捕獲努力量である。

**防除**

捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等

**狩猟免許**

狩猟をするために必要な免許で、取得にあたって、狩猟免許試験の合格が必要である。

**マイクロチップ**

皮膚の下に埋め込む小さな電子標識器具（ICチップ）である。

マイクロチップに記録されている番号は専用のリーダー（読取器）を使って読むことができる。